

**日本学生支援機構 (JASSO)**  
**2025 年度海外留学支援制度 (協定派遣 短期研修・研究型) 奨学金について**  
**Washington D.C. Internship Program 参加学生対象**

2025 年度 Global Studies 海外留学プログラム(夏季)Washington D.C. Internship Program(以下本プログラム)に参加する学生の内、下記の条件を全て満たす学生は独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)が実施する「2025 年度海外留学支援制度(協定派遣 短期研修・研究型)」より、返還不要の奨学金(12 万円)に申請することが可能です。

同奨学金の受給を希望する学生は、申請書と申請書類を所定の期日までに提出して下さい。

※JASSO「2025 年度海外留学支援制度 (協定派遣 短期研修・研究型)」の詳細は以下のサイトで確認できます。

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_a/haken/index.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html)

## 1. 対象

2025 年度 Global Studies Washington D.C. Internship Program (WDC) 参加決定者

## 2. 申請要件

上記「1. 対象」のうち、次の要件をすべて満たす者。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)

※1 日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

※2 多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。

(2) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

※機構が規定する 2025 年度第二種奨学金在学採用の家計基準(下記リンク)が目安とし、本学部において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

第二種奨学金在学採用の家計基準目安：

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)

(3) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者

(4) 派遣プログラム終了後、中央大学に戻り学業を継続し、中央大学の学位を取得する者又は卒業する者

※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

(5) 中央大学または高校最終年次の成績が「JASSO 成績評価係数」の 2.30 以上(3.00 満点)である者

※24 年度以前入学生の場合：2024 年度の GPA もしくは前年度までの累計 GPA が 2.30 以上(3.00 満点)であること。

※25 年度入学生(1 年生)の場合は高校の最終年次の成績から算出します。

JASSO の GPA 算出方法は、P.3 参照

(6) 本制度以外の派遣プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金額を超えない者

※機構が実施する国内の「第一種・第二種奨学金」(貸与型)との併給は可能です。

(7) 以下「5. 奨学金受給者の義務」を遵守できる者

(8) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2：不要不急の渡航はやめてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

## 3. 支援内容 (支給金額)

(1) 奨学金 12 万円

支給基準目安：以下リンクの第二種奨学金在学採用の家計基準が支給基準を目安とし、本学部で最終的に判断します。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)

(2) 渡航支援金 16 万円

次の支給対象・支給基準 (家計基準) を満たす場合は、上記奨学金に併せて「渡航支援金」に申請できます。

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者。(P.4 生計維持者も参照ください。)

給与所得者の場合	年間収入金額 (税込) が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額 (必要経費等控除後) 200 万円以下

#### 4. 支給時期

9月上旬から下旬を予定 ※研修先プログラムへの出席確認後の支給となります。

#### 5. 奨学金受給者の義務

奨学金受給者として採用が決定した方は、以下を遵守して頂きます。

- (1) JASSO 所定様式の報告書・アンケート等の提出
- (2) 在籍確認や受領確認を指定期日までに提出  
指定期日までに提出が確認できない場合は、奨学金を受給することはできません。

#### 6. 申請方法

(1) 申請書類 ※下表は、書類チェックリストとしても活用下さい。

No	様式	提出対象者	書類名	チェック
①	A	全員	<b>【様式 A】申請書</b> ※manaba からダウンロード	<input type="checkbox"/>
②	B	1 年生	<b>高校最終年次の成績証明書または高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書</b> ※高等学校卒業程度認定合格成績証明書に免除科目がある場合は、高校最終年次の成績証明書も添付してください。 ※高校最終年次の成績証明書または高等学校卒業程度認定合格成績証明書の提出ができない場合は、学部事務室にご相談ください。 ※【様式 B】JASSO 成績評価係数確認書は不要です。	<input type="checkbox"/>
		2 年生以上	<b>【様式 B】JASSO 成績評価係数確認書</b> ※manaba からダウンロード <b>C plus の「成績照会」画面の印刷したもの</b> ※C plus「成績照会」掲載の 2024 年度の成績から計算 ※2024 年度(1 年または半期)休学している場合は、前年度もしくは半期前の成績で計算	<input type="checkbox"/>
③	—	全員	<b>生計維持者全員分の市区町村役場発行の 2025 年度「所得証明書」の写し</b> (所得証明書：所得・課税(非課税)証明書 ※市区町村役場によって名称が異なります。) ※父母がいる場合、原則として父母(2 名)が「家計支持者」となります。 ※無収入の方がいる場合、「非課税証明書」を提出。 ※参加学生自身が家計支持者である場合、参加学生本人の所得証明書を提出。 配偶者がいる場合、配偶者の所得証明書も必要。 ※2025 年度の所得証明書の入手が難しい場合は、2024 年度所得証明書を提出。	<input type="checkbox"/>
④	R	渡航支援金 (16 万円) 申請者	<b>【様式 R】生計維持者申告書</b> ※manaba からダウンロード ※本様式を印刷し、「学生署名欄」は必ず手書きで署名。	<input type="checkbox"/>
⑤	—	渡航支援金 (16 万円) 申請者	その他の提出書類 生計維持者の構成によって、提出する書類が異なります。 P.4 の「生計維持者の構成」を確認の上、該当する書類を提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑥	—	該当者のみ	<JASSO 以外の他団体等から奨学金を受ける者のみ> 奨学金の金額及び他団体等の奨学金が併給を認めていることを確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>

#### ※奨学金受給銀行口座情報(学生本人名義)について

本奨学金受給決定後、改めて案内しますが、学生本人名義の口座情報が必要になりますので、銀行口座を未開設の場合は、開設しておくようお願いします。

(2) 申請書類の提出期間・提出先

**提出期限：4月15日(火) 17:00 まで**

**提出場所：国際経営学部事務室の窓口**

(3) 申請書類の提出方法

直筆署名の未記入など不備、書類の不足がないようすべての書類をそろえ、上記期日・時間内で学部事務室に提出してください。※メール添付提出や申請期間を過ぎた提出はいかなる理由があっても一切受け付けません。

## 7. 選考結果

- (1) 結果通知【予定】：2025年4月下旬頃
- (2) 通知方法：全学メール宛に通知

## 8. 採用取消

次のいずれかに該当する場合、奨学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求められます。

なお、返納時の振込手数料も派遣留学生（申請者）の負担となります

- (1) Global Studies の科目を履修中止したとき
- (2) 留学を中止または短縮したとき
- (3) 春学期期間中や留学期間中に休学又は退学したとき
- (4) 停学又は退学の処分を受けたとき
- (5) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき
- (6) 国際経営学部が奨学生として適当でないと認めたとき
- (7) 留学期間中の「在籍確認」や「受領確認」、留学終了後の留学報告書の作成及び提出など、国際経営学部や JASSO の指定する手続きを怠ったとき

## 《参考資料》

### 1. 成績評価係数について（成績評価係数の計算方法）

#### (1) 新1年生の場合

提出いただく成績証明書を用いて、学部事務室にて換算します。

※ただし、事前に要件を満たしているか【様式 B】JASSO 成績係数確認書を用いて事前に確認いただくことをお勧めいたします。

#### (2) 2年生以上の場合

中央大学の入学年度によって、成績評価の表記が異なります。

【様式 B】JASSO 成績係数確認書を用い、**2024 年度の成績**をあてはめて計算をしてください。

① 2022 年度以前成績評価	A	B	C	D	E	F
② 2023 年度以降成績評価	S	A	B	C	E	F
JASSO 成績評価ポイント	3	3	2	1	0	0

#### 計算例（注意！科目数ではなく単位数で計算します。）

成績 A/S の単位数合計	18	単位	×	3 点	=	54	点
成績 B/A の単位数合計	10	単位	×	3 点	=	30	点
成績 C/B の単位数合計	8	単位	×	2 点	=	16	点
成績 D/C の単位数合計	4	単位	×	1 点	=	4	点
成績 E・F の単位数合計	2	単位	×	0 点	=	0	点
小計	<b>A 42</b>	単位				<b>B 104</b>	点

$$B \text{ 104 点} \div A \text{ 42 単位数} = \text{2.48} \quad ※\text{小数点第 3 位を四捨五入}$$

## 2. 生計維持者の構成 (参考資料)

下表以外の構成の場合は、学部事務室にご相談ください。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居(一人暮らし)	父母(2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父の収入・所得を証明する書類</li> <li>•母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※専業主婦(主夫)、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	
II 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則父母となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父の収入・所得を証明する書類</li> <li>•母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
2	父母が離婚調停中(父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない)	学生の生活を支援する父又は母(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>•事実関係が確認できる書類(例:裁判所による係属証明書、弁護士による 報告書等)</li> </ul>
III 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない ※未婚も含む	原則父母(2名) ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母(1名)を生計維持者とすることができます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父の収入・所得を証明する書類</li> <li>•母の収入・所得を証明する書類</li> </ul> ※1名を生計維持者とする場合は離婚した事実関係が確認できる書類 (例:戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本)
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含まれます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>•継父又は継母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父、母又は親族(1名)の収入・所得を証明する書類</li> <li>•事実関係が確認できる書類(例:戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票(マイナンバーのないもの)等)</li> </ul> ※「2 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている」において、代わりの支援者がいないため、学生が生計維持者となる場合、上記書類と「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2)の提出が必要となりますので、国際経営学部事務室にお問い合わせください。
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている ※代わりの支援者がいない場合は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人 1名となります。	
3	父又は母が意識不明(精神疾患含む)又は生死不明(行方不明)により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>•父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>•事実関係が確認できる書類 (例:主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等)</li> </ul>